

現況届・所得状況届を出しましょう

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◇児童扶養手当とは…

離婚・死亡・遺棄等の理由で、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◇特別児童扶養手当とは…

精神、知的または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

※それぞれ所得制限等の支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。



「現況届」「所得状況届」をお忘れなく!!

すでに認定を受けている方も、毎年8月末日までに「現況届(児童扶養手当受給者)」「所得状況届(特別児童扶養手当受給者)」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。

これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方(支給停止者を含む)を対象に、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて下記の窓口へ提出してください。

- **問合せ・窓口** 児童扶養手当：教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)231
特別児童扶養手当：役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)111・112

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ、一世帯5万円、第2子以降、一人につき3万円が支給されます。

支給対象

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（原則手続き不要）
- ②公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している方へ、一世帯5万円が給付されます。

支給対象

基本給付支給対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方

※収入が減少した旨の申請が必要です。

申請方法については、児童扶養手当現況届に同封するチラシ、ホームページでご案内いたします。

- **問合せ** 教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)231